

# 2025.12.03 表示して！ゲノム編集食品～地方から国に声を届けよう ～市民集会

長野県佐久市におけるゲノム編集食品表示に関わる陳情と  
意見書採択の経緯



## 報告者

権利としての食品表示を求める市民の会  
代表 田中夏子



■経緯 私たちは、JAの組合員or准組合員で、女性部の「班」の仕組みを活用して、毎月で学習会や気になることを出し合う集まりをもっています。以下のような本を読んできました。勉強だけでなく、不耕起栽培の農家を訪ねたり、自分たちでの田畠耕作する等して、食や農をめぐる課題の大きさを実感しています。



■直近では、農薬や食品表示の学習を通じて、規制緩和が急速に進み、消費者そして農業生産者としての私たちの権利が大幅に侵害されつつあることを痛感しました。

■このことを地域に発信しようと、2024年末に「権利としての食品表示を求める市民の会」をJAや生活クラブ生協の組合員中心に10名ほどで立ち上げ2025年3月、佐久市議会に、「日本政府に「ゲノム編集技術を用いて作られた種苗、農林水産物及びこれらを原材料として生産された食品について、その旨の表示を求める」意見書の提出を求める陳情」をおこないました。

## ■この取組を後押ししたのは以下の2つです。

(1)2024年12月6日に開催された「表示して！ゲノム編集食品～地方から国に声を届けよう」市民集会に仲間とオンライン参加し、

- ・日頃、疑問に思っていることを、こうして発信する手段があると知り、実際に全国で陳情の動きが出始めていること、
- ・同集会で、陳情に向け具体的で明解なアドバイスが示されていたこと。
- ・ケネディ特別教書に示された「消費者の権利」が、消費者基本法、食品表示法にそのままもりこまれていること、そしてゲノム編集食品の非表示はこれに反すること等知り、盛り上がり！
- ・同集会後、私たちにもできるかも…の機運。「陳情」という形式にこだわらず、まず市民の中で学習や理解を深めてから…という意見もありました。陳情への協力という形で、身近な人に呼び掛け、課題の説明もする…ということで、まずはやってみよう…。

(2)仲間の中に、2024年「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書採択」の陳情を行い、佐久市で意見書採択に漕ぎつけたメンバーがいたことでした。陳情、委員会での説明、質疑への対応、議員へのアプローチ等、別のテーマではあれ、彼女がどう動いたかを間近で見ていたことも、後押しとなりました。

■私たちの陳情の特徴は…食品表示が通常は、「消費者の権利」を根拠に要求されていることに加え、「種苗を利用する農業生産者や、加工食品業者」にも言及し、農業生産者が多く、食や農、健康に関心を持つ市民が多数在住する地域特性を強調し、そのような視点で陳情＆意見書案を作成。

### 【陳情趣旨】

2019年以降、ゲノム編集技術を用いて品種改良された農産物や水産物等が開発され、「ゲノム編集技術応用食品」として流通が開始されています。同技術は、ゲノムの特定の部位を意図的に改変する新技術であり、そのリスク評価は意見が分かれ、規制も、国によって様々です。米国では規制を行なっていないのに対し、EUでは、2018年に欧州司法裁判所が、ゲノム編集技術を、遺伝子組み換え技術と同等として規制対象にすることを求めていました。これに対し、日本では現在、ゲノム編集技術応用食品のうち、遺伝子組み換えに当てはまらないとされるものについては、食品安全審査を行なわず、食品表示基準の適用外となっています。しかし、日本の消費者からは、ゲノム編集技術応用食品に対し、懸念、不安の声が強く挙がっています。

上記に鑑み、「消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること等を規定した、消費者基本法第二条を満たすべく、政府は、**ゲノム編集技術を用いた種苗及び食品、及びそれらを原材料とする加工食品**について、適切な表示を行なう責務があると考えます。

あわせて、**表示は、種苗を利用する農業生産者や、加工食品業者、そして、ゲノム編集食品に厳しい規制をもつ国々と取引を行なう、輸出業者にとっても、極めて重要な事項であることを申し添えます。**このことは、消費者に関する法律のみならず、「食料・農業・農村基本法」においても、「農業資源」としての種子の重要性に言及し、**その第16条で、国に対し、その責務として「食品表示の適正化」他を講ずることを求めていることからも明らかです。**

農業生産者も多く、食や農、健康に関心を持つ市民が多数在住する佐久市の議会としても、上記の趣旨についてご理解をいただき、国に対し、意見書を提出いただきますよう、陳情いたします。

## 採択された意見書

佐久市

長野県

97 (千人)

### ゲノム編集技術応用食品に関する適切な表示等を求める意見書

2019年以降、ゲノム編集技術を用いて品種改良された農産物や水産物等が開発され、「ゲノム編集技術応用食品」として流通が開始されています。

同技術は、ゲノムの特定の部位を意図的に改変する新技術であり、そのリスク評価は意見が分かれ、規制も国によって様々です。米国では規制を行っていないのに対し、EUでは、2018年に欧州司法裁判所がゲノム編集技術を、遺伝子組換え技術と同等として規制対象にすることを求めていました。

これに対し、日本では現在、ゲノム編集技術応用食品のうち、遺伝子組換えに当たはまらないとされるものについては、食品安全審査を行わず、食品表示基準の適用外となっています。しかし、日本の消費者からは、ゲノム編集技術応用食品に対し、懸念、不安の声が挙がっています。

上記に鑑み、「消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること等を規定した、消費者基本法第2条を満たすべく、政府は、ゲノム編集技術を用いた種苗、食品及びそれらを原材料とする加工食品について、適切な表示を行う責務があると考えます。

あわせて、ゲノム編集に関する表示は、種苗を利用する農業生産者や、加工食品業者、そして、ゲノム編集食品に厳しい規制を持つ国々と取引を行う輸出業者にとっても、極めて重要な事項であることを申し添えます。このことは、消費者に関する法律のみならず、「食料・農業・農村基本法」においても、「農業資源」としての種子の重要性に言及し、その第16条で、国に対する責務として「食品表示の適正化」他を講ずることを求めていることからも明らかです。

上記により、日本政府に対して、生産者、流通者、加工者、消費者等、食に関わるあらゆる人々にとって、「自主的かつ合理的な選択」（消費者基本法）が可能となるよう、ゲノム編集技術を応用して作られた種苗、農林水産物及びこれらを原材料として生産された食品について、その旨の表示を行うための情報提供の仕組みを推進することを、強く求めます。

衆議院・参議院議長 内閣総理大臣 内閣府特命担当大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣  
環境大臣

消費者及び食品安全

日本消費者連盟  
Webサイトより

<https://www.sigichokai.jp/open/opinionDetail.jsp?id=128929>

■2025年3月市議会にて採択され、同月佐久市は国に対し陳情と同趣旨の意見書を提出

◆今後むけて…(以下は、「市民の会」としてではなく、田中個人の考えです)

- ・佐久市は、2025年4月にオーガニックビレッジ宣言をしました。しかし、ゲノム編集食品／種苗は、有機認証制度において、排除されておらず、また表示の義務付けもされていません(遺伝子組み換えは、有機認証制度からは排除されています)。
- ・有機に取り組む生産者、有機を重視する消費者の双方の選択権が保障されるように、働きかけていく必要を感じています。
- ・あわせて、食と農のまちづくり条例(愛媛県今治市)のような条例づくりの取り組みにもつなげていきたいです。同条例は、当初は大型合併した自治体で、特にその周辺部において、農業生産や食料供給体制が衰退しないようにとの趣旨でつくられました。オーガニックビレッジ宣言も、合併して広域化した佐久市の周辺部(中山間地の生産者)を念頭に置いたものと受け取れます。条例を構想する好機ととらえています。

\* 愛媛県今治市の「食と農のまちづくり条例」については、天笠著『ゲノム編集食品の真実』の64頁にて言及されており参考になりました。

#### 参考 陳情で織り込んだ食料・農業・農村基本法

### 第2節 食料の安定供給の確保に関する施策

#### (食料消費に関する施策の充実)

**第16条** 国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の衛生管理及び品質管理の高度化、食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

**2** 国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。